

# ○令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領

令和8年1月30日市長決裁

## 1 趣旨

原油価格・物価高騰に直面している中にあっても、市内の障がい者施設等がその負担を利用者に転嫁することなく各種サービスを安定、かつ継続的に提供するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、予算の範囲内において令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

## 2 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和8年1月1日時点において、本市に所在地を有し、かつ事業運営している別表に掲げる事業所のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。

- (1) 事業運営を休止していないこと。
- (2) 申請日時点で事業運営を廃止又は休止していないこと。
- (3) 申請日の属する月から令和8年3月31日までの間に、法人又は事業所側の都合による事業運営の廃止又は休止を予定していないこと。
- (4) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間に原油価格・物価高騰を理由とした光熱費、燃料費、食事提供を行う施設においては食材費のいずれか一つでも利用者又は入居者（以下「利用者等」という。）負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りではない。
- (5) 受領した支援金を、別表に掲げる事業所の要領4で規定する経費に全額充当させること。

## 3 支援金の額等

- (1) 支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの事業所ごとの額を合計して得た額とする。
- (2) 支援金の交付は、1法人につき1回限りとする。

## 4 支援金の対象経費

支援金の対象経費は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間の各事業所において負担する光熱費、燃料費及び食材費のほか、原油価格・物価高騰の影響を受ける経費とする。

## 5 交付申請

支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第5条第2項第1号から第3号に掲げる事項の書類は、添付を要さない。また、規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、事業所一覧（別紙1）とする。

## 6 申請期間

支援金の交付の申請は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）までの間にするものとする。

## 7 交付決定等

- (1) 市長は、要領5の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第8条第1項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。
- (3) 市長は、前2号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めたときは、令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

## 8 交付決定の取り消し及び支援金の返還

- (1) 市長は、規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 9 実績報告

支援金に係る実績報告は、規則第15条第1項ただし書により提出を求めない。

## 10 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表

区分	事業所種別	支援金額
入所系	障害者支援施設	【定員1人あたり】 45,100円
入所系 (GH)	共同生活援助	【定員1人あたり】 7,400円
通所系 (食事提供体制加算あり)	生活介護 自立訓練 短期入所 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労選択支援	【1事業所種別ごと】 482,000円
通所系 (食事提供体制加算なし)	生活介護 自立訓練 短期入所 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労選択支援 地域活動支援センター	【1事業所種別ごと】 73,600円
訪問・相談系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援(同一建物内で就労移行等を実施している場合を除く) 自立生活援助 指定特定相談 指定一般相談	【1事業所種別ごと】 4,100円

市が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）を除く

- ※ 令和7年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金の交付を受けた事業者は、当該支援金の額を差し引いた額とする。
- ※ 事業所種別「障害者支援施設」でLPGガス契約の場合は、支援金額に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPGガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額3,200円を差し引いた額とする。
- ※ 事業所種別「共同生活援助」の支援単位は、1住居あたりの定員数とし、1住居あたりの定員数が5人以下の場合は一律6人とする。また、LPGガス契約の場合は、支援金額に定員数を乗じた額から、埼玉県で別途実施される「埼玉県LPGガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額3,200円を差し引いた額とする。
- ※ 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間で、事業運営をしていない期間を有する場合は別表支援金額の半額（100円未満切捨て）とする。

申請收受日	請求收受日

(様式第1号)

## 令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

# 申請者 住 所

注人名

代唐老名

記入者名

第八章

连招儿

令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記2の申立事項を確認同意のうえ、令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領5の規定に基づき申請します。なお、交付決定の際は当該支援金を下記3に記載の口座に振り込むよう併せて請求します。

記

## 1 支援金交付申請（請求）額 金 円

※支援金内訳に関しては、事業所一覧（別紙1）のとおり

## 2 申立事項

- ・ 令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領2の各号に掲げている条件をすべて満たしていることに相違ありません。
  - ・ 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第22条に基づく関係書類の整備及び同規則第23条に基づく調査等を遵守します。
  - ・ 令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領8－（2）に該当したときは支援金を返還します。

### 3 添付書類 事業所一覧（別紙1）

#### 4 振込先口座情報

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	支店名	支店							
科 目	普通 当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義										

## 事業所一覧（別紙1）

## 法人名

No.	①事業所名	②事業所番号	③区分	④事業所種別	⑤支援金額	⑥住居数	⑦差引金額1 (⑥×3,200円)	⑧差引金額2	⑨小計 (単位：円)
				入所系 の場合、 定員数					
1									円
2									円
3									円
4									円
5									円
6									円
7									円
8									円
9									円
10									円
11									円
12									円
13									円
14									円
15									円
⑩合計金額【様式第1号に記載する支援金交付申請(請求)額】⇒									円

※1 「③区分」「④事業所種別」「⑤支援金額」は、別表に記載されている内容にしたがって記入してください。

※2 「⑥住居数」「⑦差引金額1」は、L Pガスを使用している事業所のみ記載してください。埼玉県で別途実施される「埼玉県L Pガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額3,200円を減算するものです。

※3 「⑧差引金額2」は令和7年度L Pガスへの支援金の交付を受けた事業所のみ記載してください。なお、記入金額は交付済の額です。

※4 「⑨小計」は、事業所ごと①～⑧を積算し記入し、集計を「⑩合計金額」へ記入してください。

(様式第2号)

令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定  
通知書兼交付額確定通知書

越障福第 号  
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和7年度（第二期）越谷市障がい  
者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記のとおり交付することを決定す  
るとともに、その額を確定したので通知します。

記

1 支援金交付決定額 金 円

2 交 付 方 法 前金払

3 交 付 条 件

- 1) 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第8条第1項各号に記載されてい  
る事項を遵守すること。
- 2) 令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請  
書兼請求書の申立事項に記載されている事項を遵守すること。

(様式第3号)

令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書

越障福第 号  
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(様式第4号)

令和7年度（第二期）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消  
通知書

越障福第 号  
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付け越障福第 号で交付決定の令和7年度（第二期）越  
谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により取り消  
しましたので通知します。

記

1 取消理由

2 取消額 全部 : 金 円  
一部 : 金 円